第三条中「第九条第二項但書」を「第九条第二項ただし書」に、「同条第四項但書」を「同条第四項ただし書」に改める。

第九条中「添附して」を「添付して」に改める。

第十一条中「第七十九条第一項但書」を「第七十九条第一項ただし書」に改める。

第十一条の二中「容器の容量」を「内容量」に改める。

第十一条の三第三項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同項第一号中「容器の容量」を「内容量」に、「明りよう」を「明瞭」に改め、同項第二号及び同条第四項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第十一条の五の表連続式蒸留しようちゆうの項中「しようちゆう甲類」を「焼酎甲類」に改め、同表単式蒸留しようちゆうの項中「しようちゆう乙類」を「焼酎乙類」に、「本格しようちゆう」を「本格焼酎」に改める。

第十二条中「に設立の登記に係る登記事項証明書を添付して、これを」を「を、」に改める。

第十三条第二項中「次に掲げる書類」を「解散を議決した総会の議事録の謄本」に改め、同項ただし書中「場合には、第一号に掲げる書類は、提出することを要しない」を「場合は、この限りでない」に改め、同項各号を削る。

第十五条の二中「に変更の登記に係る登記事項証明書（当該異動事項が、法第六十三条の規定による変更の登記を要するものである場合に限る。）を添付して、これを」を「を、」に改める。

第十六条中「こえる」を「超える」に改める。

別紙様式第一中「種類及び」を削る。

別紙様式第二中「第７条但書」を「第７条ただし書」に改め、「種類及び」を削る。

別紙様式第三中「第９条第２項但書（第４項但書）」を「第９条第２項ただし書（第４項ただし書）」に改め、「種類及び」を削る。

別紙様式第五中「第57条第２項」を「第54条第４項」に、「何酒類業組合（連合会、中央会）と何酒類業組合（連合会、中央会）との」を「酒類業組合（連合会、中央会）の」に改める。

別紙様式第六中「第58条第１項」を「第58条第２項」に、「第34条第６項」を「第34条第９項」に改める。

別紙様式第十一中「第79条第１項但書」を「第79条第１項ただし書」に改め、「種類及び」を削る。

別紙様式第十一の二中「種類（品目）」を「品目」に改める。

別紙様式第十一の四中「、合併の場合における当該合併に係る登記事項証明書等」を「その他４に掲げる事項に関し参考となる書類」に改める。

別紙様式第十一の八中「及び登記事項証明書」を削る。

別紙様式第十二中「、設立の登記に係る登記事項証明書を添え」を削る。

別紙様式第十三中「及び解散の登記に係る登記事項証明書」を削る。

別紙様式第十五の二中「変更の登記に係る登記事項証明書を添え、」を削る。

別紙様式第十六中「種類の」を「品目の」に、「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「さらに」を「更に」に改め、「種類別」を削る。

第四条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第二十五条第一項中「みなされた者」の下に「（同条第四項の承認を受けた者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

３　法第八十一条第一項の規定により課税物品の製造者とみなされた者（同条第四項の承認を受けた者に限る。）が提出すべき酒税法第三十条の二第一項の規定による申告書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第八十一条第四項の承認を受けた年月日及び承認番号

二　みなし納税地（令第八十七条第五項第四号に規定するみなし納税地をいう。第二十六条の二において同じ。）

第二十六条を次のように改める。

（差額課税の対象となる酒類を継続的に船舶又は航空機に積み込む者の範囲等）

第二十六条　令第八十七条第四項に規定する財務省令で定める回数は、二回とする。

２　令第八十七条第四項に規定する財務省令で定める者は、法第八十一条第四項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に酒税法第九条第一項に規定する販売業免許を受けた者であつて、当該販売業免許を受けた日から当該前月の末日までの間の令第八十七条第四項に規定する申告書の提出回数を当該販売業免許を受けた日の属する月から当該承認の申請の日の属する月の前月までの月数で除し、これに六を乗じて得た数が十二以上となる者とする。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（みなし納税地を変更する場合の申請書の記載事項）

第二十六条の二　令第八十七条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）

二　販売場の所在地及び名称

三　法第八十一条第四項の承認を受けた年月日及び承認番号

四　みなし納税地

五　みなし納税地を変更しようとする沖縄県の区域内の他の場所の所在地

六　前号の場所の所在地をみなし納税地とすることを便宜とする事情

七　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中酒税法施行規則第七条の五第三項の改正規定、同令第九条の二の改正規定及び同令第十六条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする改正規定　平成二十九年十月一日

二　第二条中酒税法施行規則第四条の改正規定及び同令第十三条第六項の改正規定　平成三十年四月一日

三　第二条中酒税法施行規則第七条の七の改正規定、同令第八条の改正規定及び同令第十六条第三号を削る改正規定並びに次条及び附則第四条の規定　平成三十二年十月一日

四　第二条中酒税法施行規則第四条の次に一条を加える改正規定及び同令第五条の改正規定　平成三十五年十月一日

（酒税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の酒税法施行規則第十六条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十八年九月三十日までは、なおその効力を有する。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新酒類業組合法施行規則」という。）第十二条、第十三条第二項及び第十五条の二の規定は、この省令の施行の日以後に提出する新酒類業組合法施行規則第十二条若しくは第十三条の届出書又は第十五条の二の異動書について適用する。